

新温泉町告示第76号

新温泉町入札及び契約業務に係る不正な働きかけへの対応要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新温泉町が発注する建設工事、業務委託及び物品の購入等に係る入札及び契約並びにこれらに関する業務（以下「契約業務」という。）について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした不正な働きかけ（以下「不正な働きかけ」という。）を受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、契約業務の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において不正な働きかけとは、契約業務に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
- (2) 特定の者に業務を受注させること又は受注させないことを依頼する行為
- (3) 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為
- (4) 公表前に工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を聞きだそうとする行為
- (5) 公表前に入札参加予定者の情報又はその数等を聞き出そうとする行為
- (6) 非公表の設計金額等を聞き出そうとする行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

(対象としない行為)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為は不正な働きかけの対象としない。

- (1) 不当要求行為に該当する行為で、その対応が別に定められている行為
- (2) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのない行為
- (3) 不特定の者が傍聴できる町議会、審議会、公聴会等公開の場で行われた行為
- (4) 社会通念上の営業行為の範囲内であることが明らかな行為
- (5) 単に契約業務に関する事実又は手続の確認であることが明らかな行為

(職員の責務)

第4条 職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該不正な働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。

2 職員は、不正な働きかけと思われる行為を受けた場合には、他の職員の協力を求め、可能な限り複数の職員で対応するよう努めるものとする。

3 職員は、相手方からの要求が不正な働きかけに該当するか疑わしいときは、所属長に報告し、その判断を受けるものとする。

(報告の義務等)

第5条 不正な働きかけを受けた職員は、速やかに当該働きかけの内容を不正な働きかけ対応報告書（以下「報告書」という。）に記録し、町長に報告しなければならない。

2 職員は、報告書を作成するときは、客観的な事実に基づき、正確に記録するよう努めるものとする。

（必要な措置）

第6条 町長は、前条の報告を受けたときには、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、新温泉町入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

2 前項に定める必要な措置とは、次に掲げるものをいう。

（1）警察等関係機関又は公正取引委員会への通報

（2）新温泉町ホームページ等での公表

（3）その他審査会において必要と判断された措置

3 町長は、第1項の措置を講じる場合は、あらかじめ必要に応じて、相手方から事情聴取を行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

不正な働きかけ対応報告書

対応日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 時 分	
対応方法	面会・電話・その他（ ）	
対応者	担当課名	
	担当者名	
対応場所		
事業者等	事業者名	連絡先
	来庁者等	連絡先
要求内容		
対応内容		
備考		